

三〇〇万円も用意できません！

## 「選挙供託金違憲訴訟」のご報告

埼玉 鴨田 譲

### 1 「選挙供託金違憲訴訟」とは？

現在、我が国では、国政選挙に立候補する場合、衆議院・参議院いずれも選挙区で三〇〇万円、比例区で六〇〇万円という高額の供託金を納めなければならず、しかも、得票数が一定以下の場合には没収される制度になっている（公職選挙法九二条、九三条）。

埼玉県在住のA氏は、二〇一四年二月一四日

に行われた第四七回衆議院小選挙区選挙に立候補しようと思いい、立候補に必要な各種書類を揃え、提出したものの、小選挙区の立候補者に必要な三〇〇万円の供託金を用意することができず、供託

証明書の提出ができなかったため、同選挙に立候補することができなかつた。

そこで、A氏のように、経済的理由によって国政選挙に立候補できない現行の選挙供託金制度は不当であると考える弁護士有志によって、選挙供

託金違憲訴訟弁護団が結成された（弁護団長：宇都宮健児弁護士、事務局長：鴨田）。

そして、衆議院議員の選挙区選挙の供託金三〇〇万円を定めた公職選挙法九二条一項二号が立候補の自由を保障する憲法二五条一項及び議員の資格の平等を規定する憲法四四条ただし書き等に違反する憲法違反の規定であり、この違憲の法律に基づき立候補の自由を侵害されたA氏は精神的苦痛を被ったとして、A氏を原告、国を被告とし



2016年5月27日、東京地裁にて提訴の記者会見の様子

て、三〇〇万円の慰謝料の支払いを求める国家賠償請求訴訟を二〇一六年五月二七日に東京地方裁判所に提起した。これが「選挙供託金違憲訴訟」である。

## 2 我が国の選挙供託金制度の歴史

我が国の選挙供託金制度は、大正一四(一九二

五)年に男子普通選挙制が実施された時から始まる。

この制度が導入された表向きの理由は、売名候補者又は泡沫候補者の立候補を防ぎ、選挙の混乱を少なくし、併せて選挙が誠実厳正に行われる点にあった。

しかし、実質は衆議院議員の選挙供託金が当時二〇〇〇円と高額(当時公務員初任給が年九〇〇円)であったことから明らかなように、無産政党(無産者)の議会への進出を抑制することに真の目的があった。この制度は新憲法制定後もそのまま残存した。そして、選挙供託金の金額は、短期間のうちに次々と値上げが行われ、衆議院選挙区選挙では、一九五〇年・三万円、一九六二年・一五万円、一九六九年・三〇万円、一九七五年・一〇〇万円、一九八二年・二〇〇万円と値上がりし、一九九二年に三〇〇万円となり現在に至る。

## 3 被選挙権の権利性

憲法学の従前の通説は、被選挙権を「選挙人団によって選定されたとき、これを承諾し、公務員となりうる資格」(清宮四郎)とし、権利ではなく権利能力と解してきた(権利能力説)。しかし、

最高裁は、「立候補の自由は、選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり……憲法一五条一項には、被選挙権者、特にその立候補の自由について、直接には規定していないが、これもまた、同条同項の保障する重要な基本的人権の一つと解すべきである」と判示し、選挙権と同様に立候補の自由も憲法一五条一項が保障する重要な基本的権利であることを認めた(最大判昭和四三年二月四日三井美唄炭坑事件判決)。

本訴訟において、被告国は、憲法四七条(議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める)を根拠として、現行の選挙供託金制度は国会の裁量の範囲内と主張しているが、立候補の自由の権利性及び重要性に鑑みると、裁量の範囲内とは到底言えない。

## 4 諸外国の供託金制度

日本のような供託金制度を当然のものとして考えている方は少なくないかもしれないが、諸外国の制度を見ると当然のものとは到底言えない。アメリカ、ドイツ、フランス、ロシア、スウェーデンなどの国々ではそもそも供託金制度が存在せず、イギリスは約八万円、カナダは約一〇万円であり、日本の三〇〇万円や六〇〇万円という金額は突出して高額であると言える。

また、韓国の選挙供託金額は現在約一五〇万円とかなり高額であるが、かつて約二〇〇万円であったものが、二〇〇一年七月一九日に韓国憲法裁判所において、庶民層や若者世代が国会に進出できなくなり、真摯な立候補の意思をもつ国民の立候補の自由と有権者の選択の自由を侵害するとして違憲判決が下され、現在の一五〇万円に値下げがなされている。

## 5 我が国における貧困と格差の 広がりと言候補の自由の侵害

周知のとおり、我が国の貧困と格差の広がりには深刻である。二〇二二年の相対的貧困率は二六・一%、非正規労働者は約二〇〇〇万人、年収二〇〇万円以下の低賃金労働者が九年連続で二〇〇〇万人を超えている。また、年金だけでは生活できない高齢者が急増しており、国民健康保険料を支払うことができない世帯が、二〇一五年には約三三六万世帯(全世帯の二六・七%)に上っている。同年における貯蓄ゼロ世帯は全世帯の三〇・九%に

上り、約一五〇〇万世帯が貯蓄ゼロで生活していることになる。二〇一五年二月の生活保護利用者は約二六万人に上る。

このような貧困と格差が拡大している現状を考へれば、選挙区三〇〇万円、比例区六〇〇万円という選挙供託金制度は、数千万人の国民から立候補の自由という重要な権利を奪う可能性のあるものである。

## 6 訴訟の進行と署名のお願い

本年(二〇一七年)三月二四日に第三回期日が行われたが、そこで原告側の主張は一通り終え、次

回六月九日の第四回期日で被告国からの反論が予定されている。本件訴訟では、選挙権の分野で著名な只野雅人(一橋大学大学院教授(憲法学))にご協力を頂いており、三〇頁以上にわたる意見書を作成して頂き、裁判所に提出した。さらに、只野教授の専門家証人としての証人尋問も行う予定である。

また、本訴訟の支援者団体が裁判所宛の「立候補の自由を侵害する世界一高い選挙供託金制度の違憲判決を求める署名」を集めており、この署名には是非ご協力頂きたい。